

航空法規シラバス

航空法規シラバス 2014.06.10

項目番号	項目/細目	滑空機以外				滑空機	
		P	C	I	A.M	P	C
仕分け用番号⇒	P: 家用(通信士P35含む) C: 事業用 I: 計器 A: 定期(運管P43含む) M: 准定期	P27	P16	P40	P4	P28	P17
50 00 00 00	航空法規						
51 00 00 00	国際条約						
51 01 00 00	国際民間航空条約(シカゴ条約)、多項目複合「正誤」問題出題時のシラバス番号	◎	◎		◎		◎
51 01 01 00	一般原則及び条約の適用						
51 01 01 01	主権	◎	◎		◎		◎
51 01 01 02	領域	◎	◎		◎		◎
51 01 01 03	民間航空機及び国の航空機	◎	◎		◎		◎
51 01 01 04	民間航空の濫用		◎		◎		◎
51 01 02 00	締約国の領域の上空の飛行						
51 01 02 01	不定期飛行の権利				◎		
51 01 02 02	定期航空業務				◎		
51 01 02 03	航空に関する規則の適用				◎		
51 01 02 04	航空規則				◎		
51 01 02 05	疾病のまん延の防止				◎		
51 01 02 06	航空機の検査				◎		
51 01 03 00	航空を容易にする措置						
51 01 03 01	遭難航空機				◎		
51 01 03 02	事故の調査				◎		
51 01 04 00	航空機について備えるべき要件						
51 01 04 00	航空機が携行する書類				◎		
51 01 04 01	貨物の制限				◎		
51 01 04 02	写真機				◎		
51 01 05 00	国際標準及び勧告方式						
51 01 05 01	国際の標準及び手続の採択		◎		◎		◎
51 01 05 02	国際の標準及び手続からの背離		◎		◎		◎
51 01 06 00	国際民間航空機関				◎		
51 01 07 00	国際民間航空機関の目的				◎		
51 01 08 02	付属書				◎		
51 02 00 00	航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約(東京条約)						
51 02 00 01	条約の適用範囲				◎		
51 02 00 02	裁判権				◎		
51 02 00 03	機長の権限				◎		
51 03 00 00	民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(モントリオール条約)						
51 03 00 01	対象行為				◎		
51 03 00 02	適用期間				◎		
52 00 00 00	航空法及び施行規則						
52 01 00 00	航空法の目的						
52 01 00 01	この法律の目的				◎	◎	◎
52 01 00 02	定義				◎	◎	◎
52 02 00 00	登録						
52 02 01 00	定義						
52 02 01 01	航空機				◎	◎	◎
52 02 02 00	登録						
52 02 02 01	登録				◎	◎	◎
52 02 02 02	国籍の取得				◎	◎	◎
52 02 02 02	対抗力				◎	◎	◎
52 02 02 03	登録の要件				◎	◎	◎
52 02 02 04	新規登録				◎	◎	◎
52 02 02 05	登録証明書の交付				◎	◎	◎
52 02 02 06	変更登録				◎	◎	◎
52 02 02 07	移転登録				◎	◎	◎
52 02 02 08	抹消登録				◎	◎	◎
52 02 02 09	登録記号の打刻				◎	◎	◎
52 02 02 09	登録記号の打刻位置				◎	◎	◎
52 03 00 00	航空機の安全性						
52 03 01 00	耐空証明						
52 03 01 01	耐空証明				◎	◎	◎

航空法規シラバス

項目番号	項目／細目		滑空機以外				滑空機	
			P	C	I	A.M	P	C
	「申請」			○				○
	「資格」			○				○
	「運用限界」		○	○		○	○	○
	耐空証明		○	○		○	○	○
	「用途の指定」		○	○		○	○	○
	「運用限界等指定書」		○	○		○	○	○
	「耐空証明の基準」			○		○		○
	「附属書第1」					○		
	「交付」		○	○			○	○
	「有効な耐空証明」		○	○		○	○	○
	「用途及び運用限界の範囲内」		○	○		○	○	○
	飛行規程		○	○		○	○	○
52 03 01 02	耐空証明の有効期間		○	○		○	○	○
52 03 01 03	整備改造命令、耐空証明の効力の停止等		○	○		○	○	○
52 03 01 04	耐空証明の失効		○	○		○	○	○
	航空の用に供してはならない航空機			○		○		○
52 03 02 00	型式証明							
52 03 02 01	型式証明			○		○		○
	「申請」			○		○		○
	型式証明					○		
	「基準」			○		○		○
	検査					○		
	「交付」			○		○		○
52 03 03 00	整備							
52 03 03 01	修理改造検査			○		○		○
	「計画及び実施」			○		○		○
	「法19条第1項の航空機」改造			○		○		○
	「法19条第1項の航空機以外の航空機」大修理又は改造			○		○		○
52 03 03 02	予備品証明			○		○		○
	「予備品証明」			○		○		○
	予備品証明一装備品			○		○		○
	「効力」					○		
52 03 03 03	発動機等の整備					○		
	発動機等の整備					○		
52 03 03 04	航空機の整備又は改造		○	○		○	○	○
	「法第19条第1項の国土交通省令で定める航空機」			○		○		○
	「認定事業場による整備又は改造」			○		○		○
	事業場の認定					○		
	「軽微な保守」			○		○		
52 04 00 00	航空従事者							
52 04 01 00	定義							
52 04 01 01	航空業務		○	○		○	○	○
52 04 01 02	航空従事者		○	○		○	○	○
52 04 02 00	航空従事者技能証明							
52 04 02 01	航空従事者技能証明		○	○		○	○	○
52 04 02 02	技能証明書		○	○		○	○	○
52 04 02 03	資格		○	○		○	○	○
	「上級の資格取得後の前に有した資格に関わる限定」		○	○		○	○	○
52 04 02 04	技能証明の限定		○	○		○	○	○
	「種類についての限定」		○	○		○	○	○
	「種類についての限定」		○	○		○	○	○
	「等級又は型式についての限定」		○	○		○	○	○
	「等級についての限定」		○	○		○	○	○
	「型式についての限定」		○	○		○	○	○
52 04 02 05	技能証明の要件		○	○	○	○	○	○
	「年齢及び経歴」		○	○	○	○	○	○
	技能証明等の要件		○	○	○	○	○	○
	飛行経歴等の証明		○	○	○	○	○	○
52 04 02 06	欠格事由等		○	○		○	○	○

航空法規シラバス

項目番号	項目／細目		滑空機以外				滑空機	
			P	C	I	A.M	P	C
52 04 02 07	業務範囲	法28条	○	○		○	○	○
	「資格」	法28条1項	○	○		○	○	○
	業務範囲	別表改	○	○		○	○	○
	「限定」	法28条2項	○	○		○	○	○
52 04 02 08	技能証明の限定の変更	法29条の2	○	○		○	○	○
52 04 02 09	技能証明の取消等	法30条	○	○		○	○	○
	技能証明等の取消しの通知	規58条	○	○		○	○	○
	航空業務の停止	規59条	○	○		○	○	○
	技能証明書等の返納	規72条	○	○		○	○	○
	技能証明書等の再交付	規71条	○	○		○	○	○
52 04 03 00	航空身体検査証明							
52 04 03 01	航空身体検査証明	法31条、法32条	○	○		○	○	○
	航空身体検査証明	法31条	○	○		○	○	○
	航空身体検査証明の申請	規61条	○	○		○	○	○
	身体検査基準及び証明書	規61条の2	○	○		○	○	○
	「航空身体検査証明の有効期間」	法32条	○	○		○	○	○
52 04 04 00	航空英語能力証明	法33条	○	○		○	○	○
	航空英語能力証明が必要な航空機の種類	規63条の3	○	○		○	○	○
	航空英語能力証明が必要な航行	規63条の4	○	○		○	○	○
	航空英語能力証明の有効期間	規63条の5	○	○		○	○	○
52 04 05 00	計器飛行証明							
52 04 05 01	計器飛行証明	法34条1項		○	○	○	○	○
	計器航法による飛行の距離及び時間	規66条	○	○	○	○	○	○
52 04 06 00	操縦教育証明	法34条2項	○	○		○	○	○
52 04 07 00	航空機の操縦練習	法35条	○	○		○	○	○
	航空機の操縦練習許可申請書	規67条	○	○		○	○	○
	操縦練習許可書	規68条	○	○		○	○	○
52 05 00 00	航空路、空港等及び航空保安施設							
52 05 01 00	定義							
52 05 01 01	航空保安施設	法2条5項	○	○		○	○	○
	航空保安施設	規1条	○	○		○	○	○
	航空保安無線施設の種類の種類	規97条改	○	○		○	○	○
52 05 01 02	航空灯火	法2条11項	○	○		○	○	○
	航空灯火	規4条	○	○		○	○	○
	航空灯台の種類	規113条	○	○		○	○	○
	飛行場灯火の種類	規114条	○	○		○	○	○
52 05 02 00	航空路							
52 05 02 01	航空路の指定	法37条	○	○	○	○	○	○
52 05 03 00	空港、空港等＝空港その他の飛行場	法2条4項、6項	○	○		○	○	○
52 05 03 01	空港等又は航空保安施設の設置	法38条、法2条6項						
	空港等の種類及び着陸帯の等級	規75条	○	○		○	○	○
52 05 03 02	設置基準	法39条						
	「空港等の設置基準」	規79条	○	○	○	○	○	○
	「航空保安無線施設の設置基準」	規99条		○	○	○	○	○
	「航空灯台の設置基準」	規116条	○	○	○	○	○	○
	飛行場灯火の設置基準	規117条		○	○	○	○	○
52 05 03 03	物件の制限等	法49条		○		○	○	○
52 05 03 04	航空障害灯	法51条	○	○		○	○	○
	航空障害灯の種類及び設置基準	規127条	○	○		○	○	○
	航空障害灯設置物件	規127条の2	○	○		○	○	○
52 05 03 05	昼間障害標識	法51条の2	○	○		○	○	○
	昼間障害標識設置物件	規132条の2	○	○		○	○	○
	昼間障害標識の種類及び設置基準	規132条の3	○	○		○	○	○
52 05 03 06	類似灯火の制限	法52条		○		○	○	○
52 05 03 07	禁止行為	法53条		○		○	○	○
	禁止行為	規92条の3		○		○	○	○
	「危険を生じさせる恐れのある行為」	規92条の4		○		○	○	○
52 06 00 00	航空機の運航							
52 06 01 00	定義							

航空法規シラバス

項目番号	項目／細目		滑空機以外				滑空機	
			P	C	I	A.M	P	C
52 06 01 01	着陸帯			○		○		○
52 06 01 02	進入区域			○	○	○		○
52 06 01 03	進入表面			○	○	○		○
	進入表面のこう配			○	○	○		○
52 06 01 04	水平表面			○		○		○
52 06 01 05	転移表面			○		○		○
52 06 01 06	延長進入表面、円錐表面、外側水平表面					○		
52 06 01 07	航空交通管制区		○	○		○	○	○
52 06 01 08	航空交通管制圏		○	○		○	○	○
52 06 01 09	航空交通情報圏		○	○		○	○	○
52 06 01 10	計器気象状態		○	○		○	○	○
	計器気象状態			○	○	○	○	○
	有視界飛行方式			○	○	○	○	○
52 06 01 11	計器飛行		○	○	○	○	○	○
52 06 01 12	計器飛行方式		○	○	○	○	○	○
52 06 02 00	航空機の運航の要件							
52 06 02 01	国籍等の表示		○	○		○	○	○
	「国籍記号及び登録記号」			○	○	○	○	○
	「登録記号」			○	○	○	○	○
	表示方法及び場所			○	○	○	○	○
	識別板			○	○	○	○	○
52 06 02 02	航空日誌		○	○		○	○	○
	「航空日誌の種類」			○	○	○	○	○
	「搭載用航空日誌」			○	○	○	○	○
52 06 02 03	航空機に備え付ける書類		○	○		○	○	○
	「備え付けを免除される航空機」			○	○	○	○	○
	航空機に備え付ける書類			○	○	○	○	○
	「必要な書類」			○	○	○	○	○
52 06 02 04	航行の安全確保のための装置		○	○		○	○	○
	航空機の航行の安全を確保するための装置			○	○	○		
	ADF, VOR, TACANを装備しなくてもよい飛行					○		
	「管制区、管制圏を航行する装置」		○	○	○	○	○	○
	「航空運送事業の航空機の装置」			○		○		
	但し書きの許可申請			○		○		○
52 06 02 05	運航の状況記録のための装置		○			○		
	航空機の運航状況記録装置			○		○		
	但し書きの許可申請			○		○		
	保存すべき記録			○		○		
52 06 02 06	救急用具		○	○		○	○	○
	救急用具			○	○	○	○	○
	航空機用救命無線機			○	○	○	○	○
	「点検期間」			○	○	○	○	○
	特定救急用具の検査			○		○		○
52 06 02 07	航空機の燃料		○	○	○	○		
	航空機の燃料			○	○	○		
52 06 02 08	航空機の灯火		○	○		○		
	「表示する灯火」			○	○	○		
	「停留の場合の灯火」			○	○	○		
52 06 03 00	操縦者の要件							
52 06 03 01	航空機に乗り組ませなければならない者			○		○		
	「航法装置」			○		○		
52 06 03 02	航空従事者の携帯する書類		○	○		○	○	○
52 06 04 00	乗務割りの基準					○		
	乗務割りの基準					○		
52 06 04 01	最近の飛行経験			○	○	○		
	最近の飛行の経験			○	○	○		
	「計器飛行の場合の飛行時間」			○	○	○		
52 06 04 02	酒精飲料等		○	○		○	○	○
52 06 04 03	身体障害		○	○		○	○	○

航空法規シラバス

項目番号	項目／細目		滑空機以外				滑空機		
			P	C	I	A.M	P	C	
52 06 04 04	操縦者の見張り義務		法71条の2	○	○		○	○	○
52 06 05 00	特定操縦技能の審査等		法71条の3	○	○		○	○	○
	特定操縦技能の期間		規162条の3	○	○		○	○	○
	特定操縦技能を有することが確認される方法		規162条の4				○		
52 06 05 01	適用しない場合		法71条の4	○	○		○	○	○
	特定操縦技能練習		規162条の17	○	○		○	○	○
52 06 06 00	機長等の要件								
52 06 06 01	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長		法72条				○		
	「機長の要件」		法72条1項改				○		
	「省令で定める飛行機」		規163条1項改				○		
	「知識及び能力」		規163条2項改				○		
	「認定型式の限定」		規163条の2改				○		
	「定期審査」		法72条2項改				○		
	「審査の回数」		規164条の2				○		
	「臨時審査」		法72条3項改				○		
	「認定の失効」		法72条4項改				○		
52 06 06 02	機長の権限		法73条	○	○		○	○	○
52 06 06 03	出発前の確認		法73条の2	○	○		○	○	○
	出発前の確認		規164条の14	○	○		○	○	○
52 06 06 04	安全阻害行為等の禁止等		法73条の3		○		○		○
			法73条の4		○		○		○
	安全阻害行為等の禁止		規164条の15,16		○		○		○
52 06 06 05	危難の場合の措置		法74条		○		○		○
	「危難の防止」		法75条		○		○		○
52 06 06 06	報告の義務		法76条		○		○		○
	「事故の報告」		法76条1項改		○		○		○
	事故に関する報告		規165条		○		○		○
	「省令で定める死亡」		規165条の2改		○		○		○
	「航空機に関する事故」		規165条の3改		○		○		○
	「他の航空機の事故」		法76条2項		○		○		○
	事故に関する報告		規166条		○		○		○
	「安全に影響を及ぼす事態の報告」		法76条3項		○		○		○
	異常事態の報告		規166条の2		○		○		○
	「報告事項」		規166条の3		○		○		○
	「航行中衝突接触の恐れ」の報告		法76条の2改		○		○		○
	事故発生の恐れある事態の報告		規166条の4改		○		○		○
	機長の大員への報告事項		規166条の5改		○		○		○
52 06 06 07	運航管理者		法77条改				○		
	運航管理者の承認が必要な航空機		規166条の6改				○		
52 06 07 00	飛行の方式								
52 06 07 01	離着陸の場所		法79条		○		○		○
52 06 07 02	飛行禁止区域		法80条		○		○		○
	飛行の禁止区域		規173条		○		○		○
52 06 07 03	最低安全高度		法81条		○		○		○
	最低安全高度		規174条		○		○		○
52 06 07 04	捜索又は救助のための特例		法81条の2		○		○		○
	捜索又は救助の特例		規176条		○		○		○
52 06 07 05	巡航高度		法82条		○		○		○
	巡航高度		規177条		○		○		○
	気圧高度計の規正		規178条		○		○		○
52 06 07 06	航空交通管制圏等における速度の制限		法82条の2		○		○		○
	航空交通管制圏等における速度制限		規179条		○		○		○
52 06 07 07	衝突予防等		法83条		○		○		○
	進路権		規180条		○		○		○
	「右の進路権」		規181条		○		○		○
	「正面の進路」		規182条		○		○		○
	「着陸の進路権」		規183条		○		○		○
	「着陸の進路権」		規184条		○		○		○
	「前方を追い越す場合」		規185条		○		○		○

航空法規シラバス

項目番号	項目／細目		滑空機以外				滑空機		
			P	C	I	A.M	P	C	
	「速度維持」		規186条	○	○		○	○	○
	間隔の維持		規187条	○	○		○	○	○
	地上移動		規188条	○	○		○	○	○
	空港等付近の航行方法(最低気象条件関連改定)		規189条	○	○	○	○	○	○
	代替空港等の気象条件(最低気象条件関連)		規204条		○	○	○		○
	緊急の場合の特例		規191条	○	○		○	○	○
52 06 07 08	特別な方式による航行	法83条の2				○	○		
	特別な方式による航行		規191条の2			○	○		
	特別な方式による航行の許可の基準		規191条の4			○	○		
52 06 07 09	編隊飛行	法84条		○	○		○	○	○
	「航空運送事業の用に供する航空機」	法84条1項			○		○		
	「編隊飛行の打合せ」	法84条2項		○	○		○	○	○
	編隊飛行の打合せ		規193条	○	○		○	○	○
52 06 07 10	粗暴な操縦の禁止	法85条		○	○		○	○	○
52 06 07 11	爆発物等の輸送禁止	法86条							
	輸送禁止の物件		規194条				○		
52 06 07 12	物件の曳航	法88条		○	○		○	○	○
	物件の曳航(安全上の基準)		規195条	○	○		○	○	○
	物件の曳航(安全上の基準)		規196条	○	○		○	○	○
52 06 07 13	物件の投下	法89条		○	○		○	○	○
	物件投下の届出		規196条の2	○	○		○	○	○
52 06 07 14	落下傘降下	法90条		○	○		○		
	落下傘降下の許可申請		規196条の3	○	○		○		
52 06 07 15	曲技飛行等	法91条		○	○		○	○	○
	曲技飛行等を行うことができる高度		規197条	○	○		○	○	○
	曲技飛行等を行うことができる飛行視程		規197条の2	○	○		○	○	○
52 06 07 16	操縦練習飛行等	法92条		○	○		○	○	○
	「姿勢を頻繁に変更する飛行」	法92条1項3号		○	○		○	○	○
	航空交通の安全を疎外するおそれのある飛行		規198条の2	○	○		○	○	○
52 06 07 17	計器飛行及び計器航法の飛行	法93条		○	○	○	○	○	○
52 06 07 18	計器気象状態における飛行	法94条		○	○	○	○	○	○
	ただし書の規定による許可を受けて管制圏等を飛行する場合の飛行方法		規198条の4	○	○		○	○	○
52 06 07 19	計器飛行方式による飛行	法94条の2		○	○	○	○	○	○
	特別管制空域の指定の基準等		規198条の5	○	○	○	○	○	○
	法第94条の2第1項の国土交通省令で定める高さ		規198条の6	○	○	○	○	○	○
	国土交通省令で定める高さ以上の空域における同項但し書の規定による許可の基準		規198条の7	○	○	○	○	○	○
	但し書の規定による許可を受けた場合の飛行方法		規198条の8	○	○	○	○	○	○
52 06 07 20	航空交通管制圏における飛行	法95条		○	○	○	○	○	○
	航空交通の管理	法95条の2				○	○		
	航空機の航行の安全に影響を及ぼす恐れがある情報		規198条の10				○		
	国土交通省令で定める航空運送事業		規198条の9				○		
	民間訓練試験空域	法95条の3		○	○		○	○	○
52 06 07 21	航空交通の指示	法96条		○	○	○	○	○	○
	航空交通管制		規199条	○	○	○	○	○	○
	「管制機関」		規200条	○	○	○	○	○	○
	「管制指示等運用」		規201条	○	○	○	○	○	○
	航空交通情報の入手のための連絡	法96条の2		○	○	○	○	○	○
			規202条の4			○	○		○
52 06 07 22	飛行計画及びその承認	法97条		○	○	○	○	○	○
	飛行計画等		規203条	○	○	○	○	○	○
	「半径9キロ以内の離着陸」「飛行開始後の通報」		規205条	○	○		○	○	○
	通信機故障時の航行		規206条改	○	○	○	○	○	○
	承認を受けた飛行方法		規207条			○	○		
	位置通報		規209条	○	○	○	○	○	○
52 06 07 23	到着の通知	法98条		○	○	○	○	○	○
52 06 07 24	情報の提供	法99条		○	○	○	○	○	○
	航空情報		規209条の2	○	○	○	○	○	○

航空法規シラバス

項目番号	項目／細目	滑空機以外				滑空機	
		P	C	I	A.M	P	C
52 07 00 00	航空運送事業等						
52 07 01 00	定義						
52 07 01 01	航空運送事業						
	許可						
	運航管理施設等の検査						
	輸送の安全性の向上						
	運航規程及び整備規程						
	運航規程及び整備規程の認可						
	事業改善の命令						
52 07 01 02	国際航空運送事業						
52 07 01 03	国内定期航空運送事業						
52 07 01 04	航空機使用事業						
	許可						
52 10 00 00	罰則						
52 10 01 00	諸種の罪に対する罰則、過料等						
52 11 00 00	多項目複合「正誤」問題(シラバス特定が困難な場合)						
53 00 00 00	航空業務、運航方式						
53 01 00 00	航空業務						
53 01 01 00	航空情報業務						
	航空路誌 (AIP)						
	エアラック						
	ノータム (NOTAM)						
	航空情報サーキュラー (AIC)						
	飛行前情報ブリテン						
53 01 02 00	航空交通業務						
	TCA アドバイザリー業務						
	飛行場情報放送業務 (ATIS)						
	航空路情報提供業務 (AEIS)						
	VHFデータリンク情報提供業務						
53 01 03 00	搜索救難						
	搜索救難航空機により使用される方式						
	通信						
	救難搜索信号						
53 02 00 00	運航方式						
53 02 01 00	有視界飛行方式						
	有視界気象状態						
	目視位置通報点						
53 02 02 00	待機、進入及び出発方式						
	クリアランス						
	高度						
	待機						
	ミニマムフューエルの通報						
	計器進入						
	飛行場管制						
	計器進入方式基準						
	用語の定義						
53 02 03 00	レーダー業務及び方式						
	レーダー誘導						
	通信途絶の場合の飛行方法						
	レーダー交通情報						
	速度調整及び速度制限						
	レーダー進入及びその後の周回進入						
	視認進入 (VISUAL APPROACH)						
	二次レーダー						
	ACC におけるレーダー管制業務						
53 02 04 00	高度計規正方式						
	一般方式						
	洋上飛行						
	日本及び韓国間の飛行						

航空法規シラバス

項目番号	項目／細目	滑空機以外				滑空機	
		P	C	I	A.M	P	C
53 02 05 00	民間機に対する要撃				○		
	要撃を受けた場合の措置及び視覚信号						
	防空識別圏						
	防空用レーダー網の利用						
53 02 06 00	位置通報	○	○	○	○	○	○
	位置通報方式						
	位置通報の内容						
【凡例】◎：空乗第2105号(H12.7.28)外国証書書き換え者には適用しない。							
航空法規の試験範囲にAIPを加えるかどうかについて、検討会において論議が重ねられた。AIPは法規に含まれないという意見と、AIPに関する知識は操縦士に必要な知識でありいずれかの科目で試験されるべきであるという意見が出された。当面法規のシラバスに含めることにする。							